

京都市上下水道局管理規程第23号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「地域水道課」を「地域事業課」に、「研修担当課長」を「研修・厚生担当課長」に改める。

第24条第1項中「配水事務所」を「配水管理センター，洛西配水場」に改める。

第28条第1項中「営業所，配水事務所」を「営業所，配水管理センター，洛西配水場」に改め，同条第2項及び第4項中「配水事務所長」を「配水管理センター所長，洛西配水場長」に改める。

第37条を削り，第38条を第37条とし，同条の次に次の1条を加える。

(物品の所管換え)

第38条 物品出納員は，物品（備品を除く。）の効用上必要があると認めるときは，課等相互間において所管換えをすることができる。

第45条を次のように改める。

(備品の所管換え)

第45条 物品出納員は，備品の効用上必要があると認めるときは，課等相互間において所管換えをすることができる。この場合，所管換えを行った各課等の物品出納員は，物品出納員である資器材・防災センター所長に報告しなければならない。

第48条に次の1項を加える。

2 物品出納員は，前2条及び前項の規定にかかわらず，前項ただし書き各号いずれ

かに該当し、かつ、不用品であることが明らかな物品について、物品出納員である資器材・防災センター所長に返納することなく、廃棄することができる。

別表の第1号の表中「京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条」の右に「第1項」を加え、「地域水道課」を「地域事業課」に改め、同表の第2号の表中

(㉞) 各営業所長 配水事務所長 漏水修繕センター 所長	各営業所
	お客様サービス係 長
	配水事務所長 事務係長
	漏水修繕センター 事務係長

を

(㉞) 各営業所長 配水管理センター 所長 洛西配水場長 漏水修繕センター 所長	各営業所
	お客様サービス係 長
	配水管理センター 事務係長
	洛西配水場 施設係長
	漏水修繕センター 事務係長

に改め、「京都市上下水道局組

織及び事務処理規程第1条」の右に「第1項」を加え、「地域水道課」を「地域事業課」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)